一　保安林の所在場所　岩手県二戸市浄法寺町梅ノ木八三の二、八三の一六、八三の三六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
梅ノ木八三の二・八三の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、八三の三六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び二戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年一月十一日
農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　静岡県榛原郡川根本町東藤川字白倉三六〇の一〇（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字白倉三六〇の一〇（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年一月十一日
農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　埼玉県秩父郡長瀞町大字野上下郷字峠外一七二五の一（次の図に示す部分に限る。）、字大崩一七四九の二、字狢京二四八四、二四八五、字不動二四九一、字一ノ沢二四九六の一（次の図に示す部分に限る。）、二四九六の二、字糠掃二六三五の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び長瀞町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年一月十一日
農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市柳沢乙四六五の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十年一月十一日
農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　大分県日田市大山町西大山字池ノ平二九三二の一、字鳥居ノ元五六一、四・五六一九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五六三〇
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年一月十一日
農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父郡長瀞町大字岩田字大於登呂一一三九の六
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年一月十一日
農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字横壁字観音堂五〇五・字勝沼九一九・九二〇・一〇〇一（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字川原湯字中原一七九・二六一の四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二六一の一・二六二の一（以上二筆国有林。）、字上打越二六六の二・二六九の二・二六九の三・二七九の一・二七九の二（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字下打越四六四・四六五の三・四七七の四・四九八の一・四九九の七（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四九一の一一（国有林）、大字川原畑字西宮一七六の一・二一三の八・二一三の一二・二一三の一六・二一三の一九（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二一三の一一（国有林）、字上ノ平甲二四七・大字長野原字幸神一一三八の九・字尾坂丙一一六三の一・大字林字中棚三九五の三・字宮原五九一の二・字下原五九六の一・八〇六の五・字中原一〇一三の一・一〇一三の一七・一〇一四の六・字東原一四七四の四〇・一四八六の一・一四九三の四・字立馬一五五二の三九・一五五二の四三・字久森一五八六の一・一五八七の一・一五九八・一五九九（以上十九筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年一月十一日
農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字横壁字観音堂五〇五・字勝沼九一九・九二〇・一〇〇一（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字川原湯字中原一七九・二六一の四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二六一の一・二六二の一（以上二筆国有林。）、字上打越二六六の二・二六九の二・二六九の三・二七九の一・二七九の二（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字下打越四六四・四六五の三・四七七の四・四九八の一・四九九の七（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四九一の一一（国有林）、大字川原畑字西宮一七六の一・二一三の八・二一三の一二・二一三の一六・二一三の一九（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二一三の一一（国有林）、字上ノ平甲二四七・大字長野原字幸神一一三八の九・字尾坂丙一一六三の一・大字林字中棚三九五の三・字宮原五九一の二・字下原五九六の一・八〇六の五・字中原一〇一三の一・一〇一三の一七・一〇一四の六・字東原一四七四の四〇・一四八六の一・一四九三の四・字立馬一五五二の三九・一五五二の四三・字久森一五八六の一・一五八七の一・一五九八・一五九九（以上十九筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成三十年一月十一日
農林水産大臣　齋藤　健

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字横壁字観音堂五〇五・字勝沼九一九・九二〇・一〇〇一（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字勝沼九一九・九二〇・一〇〇一（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、大字川原湯字中原一七九・二六一の四（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二六一の一・二六二の一（以上二筆国有林。）、字上打越二六六の二・二六九の二・二六九の三・二七九の一・二七九の二（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字下打越四六四・四六五の三・四七七の四・四九八の一・四九九の七（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、四九一の一一（国有林）、大字川原畑字西宮一七六の一・二一三の八・二一三の一二・二一三の一六・二一三の一九（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二一三の一一（国有林）、字上ノ平甲二四七・大字長野原字幸神一一三八の九・字尾坂丙一一六三の一・大字林字中棚三九五の三・字宮原五九一の二・字下原五九六の一・八〇六の五・字中原一〇一三の一・一〇一三の一七・一〇一四の六・字東原一四七四の四〇・一四八六の一・一四九三の四・字立馬一五五二の三九・一五五二の四三・字久森一五八六の一・一五八七の一・一五九八・一五九九（以上十九筆国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）